

## 令和5年度大分県消防団SNS広告制作・配信業務に係る企画提案競技実施要項

### 1 競技に付する事項

#### (1) 業務名

令和5年度大分県消防団SNS広告制作・配信業務

#### (2) 目的

各市町村の住民等に対して、若年層の利用率が高いSNSでの広告により消防団活動の魅力ややりがい等を発信することで、消防団の認知の向上及びイメージアップ等を図り、消防団への加入につなげることを目的とする。

#### (3) 業務概要

別添「仕様書」のとおり。

#### (4) 業務期間

契約締結の日から令和5年11月30日（木）まで

#### (5) 限度額

770,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

### 2 提案競技に係るスケジュール

- |                     |              |
|---------------------|--------------|
| (1) 企画提案競技参加申込書提出期限 | 令和5年7月14日（金） |
| (2) 質問受付期限          | 7月10日（月）     |
| (3) 企画関係書類提出期限      | 7月14日（金）     |
| (4) 書面審査終了          | 7月21日（金） 予定  |
| (5) 審査結果の通知         | 7月24日（月） 予定  |
| (6) 契約締結            | 8月 1日（火） 予定  |

### 3 参加資格

#### (1) 参加資格

企画提案競技への参加は、次の各号の要件に該当するものとする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合があります。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- ② 大分県の物品購入等に係る競争入札参加資格者に登録されている者であること。
- ③ 事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。
  - ア 事業の実施にあたり専任の担当者を配置し、委託者との打合せ等に担当者等を出席させることが可能な者であること。
  - イ 委託者から要請があった場合に、直ちに担当者等を派遣することが可能な者であること。

- ウ 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- エ 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
- ④ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
  - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
  - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
  - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

## （２）企画提案競技参加申込書及び資格審査書類の提出等

### **令和5年7月14日（金）17時必着**

企画提案競技への参加を希望する者は、「企画提案競技参加申込書」（様式1）及び次のすべての資格審査書類を、提出期限までに持参または簡易書留郵便で提出すること。

（1部提出。A4サイズ。長辺綴じ（ファイル等による綴込みはしないこと。2穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステープルは使用せず、ダブルクリップ等でとめること））

- ① 企画提案競技参加資格確認申請書兼誓約書（様式2）
  - ② 会社概要書（パンフレット等会社の業務内容を確認できる書類。写しで可。）
  - ③ 過去の類似業務の実績を証する書類
- 確認のため、併せて電話連絡を行うこと。

#### 4 企画提案書の提出等

**令和5年7月14日（金）17時必着**

業務の目的等に留意のうえ、業務に係る企画の内容等を具体的に記載した下表の企画提案書を作成し、6部（正本1部、副本5部）を提出期限までに、「9 問合わせ先」の住所に持参又は簡易書留郵便で提出すること。

|           |   |
|-----------|---|
| ① 表紙      | ・会社名、担当者及び電話番号等連絡先を明記すること。  |
| ② 企画提案書   | ・制作する動画広告の内容・コンセプトについて具体的に記載すること。<br>・配信する広告種別・回数の選定内容及びその選定理由について記載すること。<br>・配信ターゲットの選定内容及びその選定理由について記載すること。<br>・効果測定の手法について、具体的に記載すること。<br>・全体スケジュールを具体的に提案すること。<br>・その他自社独自の強み等があれば記載すること。 |
| ③ 業務実施体制表 | ・本業務に関わる予定職員の所属、氏名を一覧表にして添付すること。また、県との打合せ等に出席する担当者を明記すること。  |
| ④ 見積書     | ・業務を実施するために必要な項目ごとにその単価、金額を記載すること。  |

#### ※企画提案書作成の注意事項

- ・提案書は、A4版長辺綴じ（ファイル等による綴込みはしないこと。2穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステープルは使用せず、ダブルクリップ等でとめること）、表紙を除き両面印刷とすること。
- ・各ページにページ番号を記入すること。
- ・図表等においてA3版がある場合は片面印刷とすること。
- ・提出書類等に用いる言語、通貨、単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- ・提出期限後の再提出及び差替えは認めない。

#### 5 参加辞退について

**令和5年7月14日（金）17時必着**

「辞退届（様式3）」を、提出期限までに電子メールもしくはFAXにて「9 問合わせ先」に提出すること。

確認のため、併せて電話連絡を行うこと。

## 6 審査について

### 審査方法

- ① 審査会を設置して審査を行い、最優秀と決定された企画を採用する。  
審査については、書面審査とする。
- ② 審査は、委託者が選出した審査委員により、最優秀提案1件を選定する。
- ③ 審査は以下の審査基準に基づき行う。

| 評価項目                   | 評価基準  |
|------------------------|---|
| 制作する動画広告の内容・コンセプト      | ・制作する動画広告の内容・コンセプトはそれぞれの配信ターゲットのニーズを捉えつつ、消防団のイメージアップ及び入団を促進する内容となっているか。 |
| 配信する広告種別・配信回数<br>の選定内容 | ・配信する広告種別及び配信回数は効果的な内容となっているか。  |
| 配信ターゲットの選定<br>内容       | ・配信するターゲット層は、配信する必要性の高い層が選定されているか。                                      |
| 効果測定の方法                | ・効果測定の方法は合理的であり、県の今後の事業の参考となる内容であるか。                                    |
| 独自性                    | ・独自性のある工夫が凝らされているか。   |
| 実施体制                   | ・実施体制が整っており、各制作物の納期が確実と見込めるか。   |
| コストの妥当性                | ・経費の見積もり、スタッフ、人員・体制等が提案内容に対して極端に不自然な点がないか。                              |

- ④ 審査結果は、令和5年7月24日（金）を日処に全ての企画提案者に対して文書により通知する。
- ⑤ 最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は次点の者を委託候補者とする。なお、応募者が1者のみの場合、審査結果において基準点（6割）を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者とする。基準点に満たないときは、再度公募する。また、委託候補者が審査委員を通じて不正な行為を為し、審査結果を自らに有利たらしめたことが判明したときは、契約を締結しない。なお、契約締結後に判明したときは当該契約を無効とする。

## 7 質問の受付及び回答

企画提案書等の作成にあたり、質問がある場合は次のとおり受け付ける。

- (1) 提出方法及び提出先 電子メールもしくはFAXにて「9 問合わせ先」に提出。  
確認のため、併せて電話連絡を行うこと。
- (2) 質問受付期限 **令和5年7月10日（月）17時**
- (3) 質問書様式 質問書（様式4）
- (4) 回答方法 令和5年7月11日（火）までに電子メールもしくはFAXで回答する。ただし、質問内容によっては参加申込みのあった者全てに対して、回答することとする。

## 8 その他

- (1) 企画提案書等の作成・提出等に要する経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定業務以外には使用しない。
- (3) 本件における提案はあくまでもプロポーザル企画提案とし、受託候補者選定の審査材料となるものであり、契約に当たっては、企画提案等の内容について委託者と委託候補者との協議により、必要に応じて修正することができるものとする。

## 9 問合わせ先

担当：大分県生活環境部 防災局消防保安室 消防班 伊藤

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1-1

電話 097-506-3143

FAX 097-533-0930

E-mail a13560@pref.oita.lg.jp